

令和6年6月 農業委員会総会

令和6年6月5日（水）

分庁舎2階第2多目的室

午後3時30分から午後5時00分まで

1. 出席者

<農業委員>

| | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|
| 1番 | 宮田 | 早苗 | 6番 | 相京 | 文夫 |
| 2番 | 京増 | 孝一 | 7番 | 木我 | 恭子 |
| 3番 | 飯田 | 隆男 | 8番 | 石橋 | 義弘 |
| 5番 | 石渡 | 潤一 | | | |

<農地利用最適化推進委員>

| | | | |
|----|----|----|----|
| 竹尾 | 謙一 | 篠原 | 庄一 |
| 斉藤 | 孝壹 | 大塚 | 浩 |

2. 欠席者（農業委員）

綿貫 清

3. 農業委員会事務局 古川事務局長・鶴澤副主査（書記）・石橋主事

4. 議題 第1号議案 農用地利用集積計画について（2件）
第2号議案 農地法5条許可申請について（1件）

5. 専決処理報告 農地法第5条の届出について（2件）

酒々井町農業委員会総会会議録

令和6年6月5日（水）

古川事務局長 ただいまから令和6年6月の農業委員会総会を開会いたします。それでは、総会次第によりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

相京会長 本日もご苦勞様です。このところは天気も良く農作業日和だと思います。本日も転用の案件がありますので慎重審議よろしくお願ひします。

古川事務局長 ありがとうございます。それでは、議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長にお願ひいたします。

相京議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、7名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、1番 宮田早苗委員、2番 京増孝一委員を指名します。また、書記に事務局の鵜澤副主査を任命します。なお、本日の総会は、議案2件、専決処理その他となりますので、よろしくお願ひします。

相京議長 始めに、第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号1について事務局より説明願ひします。

古川事務局長 第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号1について説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。貸付者・借受者とも成田市在住者です。設定場所は、篠山新田の農地1筆で、地目は畑、面積は4,958㎡、利用計画は畑です。賃借料は年20,000円で、設定期間は3年の新規設定です。位置については2ページの位置図をご覧ください。なお、整理番号1の計画につきまして、農業経営基盤強化促進法に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明等については斉藤委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

斉藤推進委員 現地を確認したところ、きれいに管理されていました。問題ないと思います。

相 京 議 長 斉藤委員の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようですので、これから採決を行います。農用地利用集積計画の整理番号1について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号1につきましても、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 続いて、第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号2について事務局より説明願います。

古川事務局長 第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号2について説明させていただきます。資料の3ページをご覧ください。貸付者は上岩橋在住者、借受者は富里市在住者です。設定場所は、上岩橋の農地1筆で、地目は畑、面積は1,723㎡、利用計画は畑です。権利の種類は使用貸借で、設定期間は3年の新規設定です。位置については4ページの位置図をご覧ください。なお、整理番号2の計画につきましても、農業経営基盤強化促進法に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の小坂委員が本日欠席とのことで、事務局より補足説明がありましたらお願いします。

鶴 澤 副 主 査 本申請地は遊休化しており、毎年〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で草刈をお願いしているとのこと。今回の話がまとまり、地権者の〇〇〇さんからも、無償でも〇〇さんに耕作してもらえたらありがたいと考えている、との回答を伺っているそうです。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようですので、これから採決を行います。農用地利用集積計画の整理番号2について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

古 川 事 務 局 長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号2につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 続いて、第2号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

古 川 事 務 局 長 第2号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1について説明させていただきます。資料の5ページをご覧ください。譲受人は本佐倉に住所を有する法人、譲渡人は本佐倉在住者です。申請地は、本佐倉の農地2筆なので、地目は畑、面積は合計で2,936㎡です。申請理由は、車両置場の建設です。譲受人の法人が所有する既存の車両置場が手狭となったため、新規の車両置場を隣接地に確保するため本申請に至ったとのこと。詳細は、事前にお

配りした11ページの台数算定根拠説明書より詳細な資料（既存施設の面積・駐車可能台数等を追加した説明書及び巡回スペースの写真）が申請者から提出されたため、本日皆様のお手元に配布させていただきましたのでご覧下さい。権利の種類は、所有権移転です。立地基準については、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。資力及び信用については、預貯金残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、許可後着工、許可後1ヶ月以内に完了の予定です。申請地の位置については、6ページの位置図と7ページの公図をご覧下さい。土地利用計画図については、8ページをご覧下さい。本申請地において車両置場約〇〇〇〇㎡及び巡回スペース約〇〇〇㎡を確保し、駐車台数は最大約〇〇〇台を想定しているとのことです。事業計画については、事前にお配りした資料には隣接農地への説明が記載されていなかったため、本日お配りした資料をご覧下さい。造成計画については、埋め立て等を行わず、砕石を搬入し整地するとのことです。土地選定理由は、既存施設の隣接地で大型車両の搬入が容易な広い敷地を確保できることから本申請地を選定したとのことです。雨水は当該土地内で浸透処理し、用水・汚水・雑排水は該当ないとのことです。防災計画については、工事車両や砕石の搬入に十分注意し安全配慮に努めるとのことです。周辺農地の営農に対しては、境界にフェンス等を設置し被害防除に努めるとのことです。また、車両置場としての利用のため日照・通風への影響はないものと考えます。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明については石渡委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

石渡農業委員 本申請地は以前〇〇〇〇〇〇〇が駐車場として使用する計画を立てていた場所です。一時的に駐車場にするために整地されておりましたが現在は畑に

復元されたいです。現況は畑ですが以前駐車場に使用としていた経緯もあって細かい砂利が多く含まれており作物の耕作が困難となっており、地権者の〇〇〇〇さんは草刈等の管理のみ行っている状態です。

相 京 議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。

相 京 議 長 それでは、これから現地確認を行います。

(現地確認)

相 京 議 長 皆様お揃いのようなので、会議を再開いたします。農地法第5条許可申請整理番号1について申請代理人を呼んでおりますので入室させて下さい。

(申請代理人 入室)

相 京 議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申 請 代 理 人 譲渡人・譲受人の代理人を務めます〇〇〇〇〇〇〇の〇〇と申します。よろしくをお願いします。

相 京 議 長 今、提出されました農地法5条の許可申請について審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明をお願いします。

申 請 代 理 人 譲受人の〇〇〇〇〇〇〇〇は自動車の電装・パーツ等の販売及びレンタカー事業を行っている会社です。事業が好調で車両置場が不足していることから、既存車両置場に隣接した場所に新設車両置場の建設を計画し、地権者からの合意も得たため本申請に至りました。隣接地する場所に1箇所だけ畑がありますが地権者の〇〇〇〇氏に説明済みです。〇〇氏からは、隣接地に車両置

場を建設することに対し問題ない旨の回答を得ています。

相 京 議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

相 京 議 長 私から1点質問させていただきます。既存車両置場と新設車両置場建設予定の場所の間に、〇〇〇〇が管理する道路があると思います。こちらは付け替えを行うとの話を聞いておりますが、どの程度まで進捗していますか。

申 請 代 理 人 現存する道路は、別の場所に付け替えを行う方向で〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇と協議中です。まだ協議は始まったばかりで具体的にどの場所に移すかについては調整中のため測量・分筆等はこれからです。将来的には既存の道路部分の土地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇が取得する方向でこれから協議していきます。

相 京 議 長 他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

(申請代理人 退室)

相 京 議 長 それでは、これから採決を行います。第2号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1について許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

古 川 事 務 局 長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員ですので農地法第5条許可申請 整理番号1につきましては許可相当とすることに決定し、県に進達します。

相 京 議 長 次に専決処理報告に移ります。始めに、農地法5条の届出 整理番号1について事務局より報告願います。

古川事務局長 専決処理報告 農地法第5条の届出 整理番号1について説明させていただきます。資料の12ページをご覧ください。譲受人は富里市在住者、譲渡人は上岩橋在住者です。届出地は上岩橋の農地2筆で、登記地目は田及び畑、面積は合計で4.58㎡です。現況は、〇〇〇〇〇〇〇線脇の住宅内の道路の一部となっています。今回の届出に至った経緯については、今回の届出地の周辺地番の登記地目は宅地または道路となっているものの、今回の届出地2筆のみ登記地目が農地として残っていることから、登記地目を変更するため、届出に至ったとのことです。位置については、13ページの位置図と14ページの公図をご覧ください。備考ですが、令和6年5月7日付け、酒農委第5号の2で受理証明を出させていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。

相京議長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相京議長 特にならなければ、専決処理報告ですのでよろしくをお願いします。

相京議長 続いて、農地法5条の届出 整理番号2について事務局より報告願います。

古川事務局長 専決処理報告 農地法第5条の届出 整理番号2について説明させていただきます。資料の15ページをご覧ください。譲受人は多古町に住所を有する法人、譲渡人は下岩橋在住者です。届出地は下岩橋の農地1筆で、登記地目は畑、面積は1,272㎡です。届出理由は、届出地付近でのマンション建設のための仮設事務所・砂利置場・駐車場の建設です。権利の種類は賃借権で、事業終了後に畑に復元し譲渡人に返還するとのこと。備考ですが、令和6年5月27日付け、酒農委第5号の3で受理証明を出させていただきます。位置につきましては、16ページの位置図と17ページの公図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

相 京 議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですのでよろしくをお願いします。

相 京 議 長 次に、その他について、事務局より何かありましたらお願いします。

(令和6年度最適化活動の目標の設定等)

相 京 議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

古川 事務局 長 5日の金曜日はいかがでしょう。

相 京 議 長 ただ今、5日の金曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょう。特にないようなので、来月の総会は、5日の金曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、その他が終了しましたので、議長を降ろさせていただきます、事務局にお返しします。慎重審議ありがとうございました。

古川 事務局 長 それでは、これで6月の総会を閉会いたします。